

クレジット取引における本人確認方法に係るガイドライン
(公表版)
1.3 版

クレジット取引セキュリティ対策協議会

2026 年 3 月

更新記録

更新日	バージョン	内容
2022年2月21日		・第52回インフラ整備部会 承認
2023年3月14日	1.0版	・クレジット取引セキュリティ対策協議会に所掌移管
2024年3月14日	1.1版	・指摘項目等改訂 ・クレジットカード・セキュリティガイドラインの構成見直しに伴う本文切出し部分を追記
2025年3月5日	1.2版	・「オフライン平文 PIN 認証」機能に関する追記 ・「サイン」が本人確認方法として有効でない旨を追記 ・視覚障害等の対応に関する追記
2026年3月11日	1.3版	・新規で接触 IC 対応の決済端末を開発する際には、「カード型」の非接触 IC 取引における CVM リミット金額超時に、接触 IC 取引へ誘導する機能の実装を推奨する旨を記載 ・オフライン取引上限金額(フロアリミット値)の設定条件に関する注記を追記

目次

1. 業界ガイドラインについて	4
(1)業界ガイドライン策定の背景、位置づけ.....	4
(2)本人確認に関する方針変更に伴う業界ガイドラインの改訂の経緯.....	4
(3)本ガイドラインの適用範囲.....	4
2. 接触 IC 取引	5
(1)本人確認方法.....	5
(2)オフライン PIN とオンライン PIN	5
(3)端末への CVM 実装方法と発行カードへの CVM 実装要件.....	5
(4)売場形態等により PIN が困難なケースへの対応.....	6
3. 非接触 IC 取引	6
(1)本人確認方法.....	6
(2)端末への CVM 実装方法と発行カードへの CVM 実装要件.....	7
4. 本人確認としての「サイン」について	8
5. PIN バイパスの廃止について	8
6. 本人確認不要取引について	9
(1)過去経緯と本人確認に関する方針変更について.....	9
(2)本人確認不要取引における留意点.....	9

1. 業界ガイドラインについて

(1) 業界ガイドライン策定の背景、位置づけ

クレジット取引セキュリティ対策協議会(以下「協議会」という)が策定している「クレジットカード・セキュリティガイドライン」(以下「セキュリティガイドライン」という)において、偽造カードによる不正利用対策として、加盟店は IC 対応を求められている。

それを踏まえ、セキュリティガイドラインにおいて、IC 取引の円滑な運用および加盟店におけるカード端末の IC 取引推進における共通的な考え方として、「クレジット取引における本人確認方法に係るガイドライン(以下「本ガイドライン」という)」を策定した。※

※2022 年 2 月、「IC 取引における本人確認方法に係るガイドライン」及び「本人確認不要(サインレス/PINレス)取引に係るガイドライン」を集約。

(2) 本人確認に関する方針変更に伴う業界ガイドラインの改訂の経緯

セキュリティガイドラインに基づく IC 化の取組によって、接触 IC 取引における本人確認方法は、「サイン」から「原則 PIN」としている。また、これまで本人確認方法としてきた「サインの取得」は各国際ブランドのルールにおいても、本人確認としての有効性が認められておらず、加盟店の業務上の必要性に応じて実施するもの(任意化)とされている。これに伴い、2025 年 3 月にて「サイン取得の任意化」とした(詳細は、項番 4 本人確認としての「サイン」取得についてにて後述)。

また、カード会員の PIN 失念への一時的な救済措置が可能となるよう PIN 入力をスキップする機能である「PIN バイパス」については、上記の「サイン取得の任意化」とともに、2025 年 3 月をもって廃止することとした(詳細は、項番5「PIN バイパスの廃止について」にて後述)。

これらの対応も含めて、本ガイドラインの改訂が行われた。

なお、我が国では長年にわたり、本人確認としてサインの果たす役割の重要性に鑑み、カード会員に対してはカード券面上のサインパネルへの自署の徹底を、加盟店に対してはそのサイン照合の徹底について業界を挙げて啓発し取組んできた経緯等があるが、サインパネルのないカード等も利用されてきている状況も踏まえ、「サイン取得の任意化」及び「PIN バイパスの廃止」にあたっては、引き続きカード会社は加盟店のシステム面や業務運用等の固有事象も踏まえてクレジット取引の円滑な運用がされるよう、十分に配慮することも求められる。

(3) 本ガイドラインの適用範囲

- ・国際ブランド付きのクレジットカードにおける接触 IC 取引、非接触 IC 取引を対象としつつ、一

部磁気カードが存在すること等を踏まえ、磁気取引についても記載している。

- ・国際ブランド付きのクレジットカードの場合でも、発行主体者と利用される加盟店が同一グループであるなどにより、固有の本人確認が行われている場合の対応においては、その対応は当該発行主体者と加盟店に委ねられる。
- ・「国際ブランドが付いていないクレジットカード」のオペレーションは発行主体者の判断に委ねられる。
- ・国際ブランドである「UnionPay(銀聯)」のICカード取引の本人確認ルールにおいて、全ての端末はオンラインPINのサポートが義務付けられている為、本ガイドラインの例外とする。

2. 接触 IC 取引

(1) 本人確認方法

接触 IC 取引は、決済端末に IC カードを挿入しカード券面上に露出した IC チップの接触端子からカード情報を読み込んで処理を行うものである。

接触 IC 取引における本人確認方法は、従来「サイン」及び「PIN(Personal Identification Number、暗証番号のこと)」の 2 種類があったが、接触 IC 取引導入の目的はセキュリティ向上であり、カード偽造防止のみならず、紛失・盗難カードによる不正使用被害の防止の為に、本人しか知らない秘密情報であり第三者に不正使用されることを防ぐ効果が高い「PIN」による本人確認が適しており、現に普及している状況も踏まえ接触 IC 取引における本人確認方法は、「PIN」としている。但し、オフライン PIN に対応していないカード等で「サイン」取引も一部残存する。(詳細は P8 を参照。)

なお、視覚等の障害等により PIN 入力が困難であるカード会員に対しては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の観点から合理的な配慮が求められる。

(2) オフライン PIN とオンライン PIN

「PIN」による本人確認方法には、カードの IC チップ内に保存された PIN と照合する「オフライン PIN」とオンラインネットワークを経由してカード会社(イシューア)のシステム上で照合する「オンライン PIN」の 2 種類の手法があるが、「オンライン PIN」は、日本におけるマルチアクワイアリングに対応した決済端末における実装や各情報処理センター及び各カード会社における対応等、新たな決済インフラ・システム構築が必要となることから、実現には大きな障壁があるため、「オフライン PIN」が最適な本人確認方法である。

(3) 端末への CVM 実装方法と発行カードへの CVM 実装要件

原則として以下のとおりとなる。

- ・接触 IC 端末:「オフライン平文 PIN 認証※」機能、「オフライン暗号 PIN 認証」機能、「サイン」機能、「No CVM」機能の装備を必須とする。
- ✓ 売上票における署名欄の印字(表示)は任意とする。

- ✓ 非有人型端末(係員によるお客様との対人応対を必要としない IC クレジット端末機)では「サイン」機能の搭載を不要とする。
- ✓ 一部の海外発行カードでは、「オフライン PIN」での本人確認を許容しないカードが存在するため、これらのカード利用時の本人確認にも対応できるよう従来はサイン記入欄が印字可能な機能やサインパッド等の装備も必須としていたが、「サイン取得の任意化」に伴いこれら機能等の装備も任意とする。
- ・接触 IC カード:「オフライン平文 PIN 認証※」機能、「オフライン暗号 PIN 認証」機能、「サイン」機能、「No CVM」機能の装備を必須とする。
 - ✓ 後述のとおり、「サイン」取得は任意となるが、接触 IC 端末と接触 IC カードがサポートすべき本人認証機能は従来と不変。

※「オフライン平文 PIN 認証」は今後段階的に廃止される計画であり、関係者は端末や接触 IC カードへの実装については、各国際ブランドにルールの確認をすることが必要である。

なお、クレジットカード取引の売上票(カード会社控え等)は「サイン」取得の前提で取引時に作成され、保管されている運用が一般的であるが、一方で「サイン」を取得しない加盟店の取引においては、売上票の作成や保存の必要性が低下するため、紙伝票印刷や保管業務の削減等、運用の合理化を図ることが可能となる。「サイン」を取得しない加盟店における、クレジットカード売上票の取扱いに関して運用を検討する際には「クレジットカード売上票の作成・保管に関するガイドライン【附属文書 16】」を参照。

(4) 売場形態等により PIN が困難なケースへの対応

- ・本人確認として「PIN」を取得することが売場形態等の事由により困難であり、IC 決済端末普及の阻害要因となりうるケースや既にサイン取引を前提とした端末設置加盟店等については、モバイル端末の活用等により「オフライン PIN」対応を求める。
- ・「PIN」の取得が真に困難なケース(例:モバイル通信等が不可能な環境など)においては、カード会社(アクワイアラー)は自社及び加盟店が負うリスク等を考慮した上で、「サイン」取引の継続を判断する。

3. 非接触 IC 取引

(1) 本人確認方法

非接触 IC 取引は、決済端末に IC カード等をかざすことにより、カード券面の内部に搭載された IC チップ内のカード情報を読み取り処理を行うものである。

非接触 IC カードの形状は、「カード型」とスマートフォン等を用いた「モバイル型等(『キーホルダー型』や『ウェアラブル型:リストバンドや時計等の身に着けて使用』を含む)」に分けられる。非接触 IC 取引における本人確認方法は、従来「サイン」、「PIN」、「Consumer Device CVM(「モバイル型」におけるモバイルパスワードや生体認証等の認証)」の 3 種類があったが、接触 IC 取引の本人確

認方法と同様の理由で「サイン」は有効な本人確認方法とはしないこととしている。なお、非接触 IC 取引については仕様上、「PIN」による本人確認の手法は、「オンライン PIN」のみとなるが、

前述の通り「オンライン PIN」は、日本の環境において実現が困難であることから、「Consumer Device CVM」(モバイル型のみ)とする。

「カード型」の非接触 IC 取引では、接触 IC 取引へ誘導することでオフライン PIN での本人確認も可能であり、既に一部の決済端末において当該機能が実装されている。過去、国際ブランドによっては接触 IC 取引に誘導することができなかったが、近年では各国際ブランドにおいて実装が可能となったことから、新規で接触 IC 機能を有する決済端末を開発する際には、極力「PIN」による本人確認を実施するためにも決済端末に当該機能を実装することを推奨する。具体的な実装方法については、国際ブランドにより異なるため、詳細は、「IC カード対応 POS ガイドライン(第 I 部 取引処理編)、附属文書 6」を参照すること。一方で、カードの仕様によっては、CVM リミットを超える金額でも「サイン」取引が一定数残存することとなる。これは主にサインでの本人確認を採用する国やオンライン PIN を採用する国で発行された海外発行カードであり、接触 IC に誘導しても PIN による本人確認が実行できないため、誘導されないものである。そのため、CVM リミット金額を超えて「サイン」取引となった場合はオンラインオーソリ取引により、不正取引の低減を図る(このとき、サインの取得は任意とする)。よって端末に設定する非接触 IC のオフライン取引上限金額(フロアリミット値)は CVM リミット金額と同値以下とする。(※)

また、当該「サイン」取引による高額な不正取引の発生が懸念される場合等において、カード会社(アクワイアラー)は非接触 IC 取引上限金額の設定を行なうことが可能である。

ただし、上限金額をカーネル毎に設定可能である場合は、現状の設定において接触 IC 誘導されないカーネルの存否を考慮し適切に対応することとする。

なお、端末は、カードから接触 IC へ誘導、取引中止、取引拒否となる応答があった場合は、接触 IC を含む他の決済手段選択を促すものとする。

(※) オフライン取引上限金額(フロアリミット値)の設定条件については、国際ブランドによって異なる可能性があるため、国際ブランドルールを確認することが必要である。

(2) 端末への CVM 実装方法と発行カードへの CVM 実装要件

原則として以下のとおりとなる。

・非接触 IC 端末:「CDCVM」機能、「サイン」機能、「No CVM」機能の装備を必須とする。

※売上票における署名欄の印字は任意とする。

※非有人型端末(係員によるお客様との対人応対を必要としない IC クレジット端末機)では「サイン」機能の搭載を不要とする。

・非接触 IC カード:「サイン」機能、「No CVM」機能の装備を必須とする。

※後述のとおり、「サイン」取得は任意となるが、非接触 IC 端末と非接触 IC カードがサポートすべき本人認証機能は従来と不変。

なお、クレジットカード取引の売上票(カード会社控え等)は「サイン」取得の前提で取引時に作

成され、保管されている運用が一般的であるが、一方で「サイン」を取得しない加盟店の取引においては、売上票の作成や保存の必要性が低下するため、紙伝票印刷や保管業務の削減等、運用の合理化を図ることが可能となる。「サイン」を取得しない加盟店における、クレジットカード売上票の取扱いに関して運用を検討する際には「クレジットカード売上票の作成・保管に関するガイドライン【附属文書 16】」を参照。

4. 本人確認としての「サイン」取得について

一部残存する「サイン」取引(※1)における「サイン」の取得は、加盟店の任意であり、取得しないことを推奨する。

「サイン」を取得する場合においても、サインパネルの無いクレジットカードの流通や利用者自らが操作する端末機の存在を踏まえ、カード上に記載されたサインと売上票に記載されたサインの同一性確認は必須とはしない。

(※1)

- ①磁気カード(ICチップ未搭載の国際ブランド付プリペイドカードや海外発行カード等)
- ②オフラインPINをサポートしていない海外発行カード等
- ③ガソリンスタンドのフルSSにおける車内精算
- ④「カード型」の非接触IC取引でCVMリミット金額超過時に「接触IC取引」へ切替えができないカードの場合

また、「サイン」機能を装備する決済端末については、カード会社控への印字を行わない(※2)、もしくはサイン欄を伝票に印字しない制御が可能となるよう具備することが望ましい。なお、既存端末への影響等を考慮し、端末開発を必須とはせず、サイン欄が印字された伝票へサインを記入不要とする運用対処も取り得るものとする。

(※2) カード会社の求めに応じて売上票の提出が必要となるケース等があるため、売上票の電磁的データの保管が必要となる。詳細は「クレジットカード売上票の作成・保管に関するガイドライン【附属文書 16】」を参照。

5. PIN バイパスの廃止について

PIN バイパスは、カード会員のPIN失念への一時的な救済措置が可能となるようPIN入力をスキップする機能であるが、本機能を悪用し「PIN」による本人確認を実施しない手口の不正利用被害が発生している。また、海外発行のカードには本機能を許容しないものも存在するが、加盟店が利用者の同意無く本機能を利用することで利用阻害が発生すること、及び上述のとおり本人確認としての「サイン」の位置づけの変容を受けて、原則としてPINバイパスは廃止した。

ただし、カード会員によるPIN不知者の救済措置が真に必要となり、PINバイパスの廃止が困難な加盟店については、カード会社(アクワイアラー)にて前述(本項の第1文)の原則やリスクを十分に認識、配慮することが求められる。

なお、カード会員のPIN認知率は高まってきているが、PIN不知による利用阻害やトラブルを防

止するべく、カード会社(イシューア)は引き続き PIN の認知率の向上に努めるとともに、カード会員が PIN を忘れた場合にはカードの利用ができなくなることを周知徹底する。

また、視覚等の障害等により PIN 入力が困難であるカード会員に対しては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の観点から合理的な配慮が求められる。

6. 本人確認不要取引について

(1) 過去経緯と本人確認に関する方針変更について

クレジットカード取引において、店頭での「PIN」等での本人確認は、カード会社がカード所有者を確認するだけでなく、カード会員と加盟店間の取引の成立を証明する為の基本要件の一つである。一方、決済端末の IC 対応推進にあたり、取引の安全性が確保できる環境であることを前提に、例外的な取引として「本人確認不要取引」を認め、「本人確認不要取引の対象加盟店(業種/売場等)」および「本人確認不要取引の除外商品」を定めてきた。

しかしながら、「本人確認不要取引」は近年諸外国でも急速に普及し、一定金額以下の取引については本人確認を不要とする非接触 IC 取引の世界的な拡大も進んでいる事実に加えて、「サイン」を取得しない取引を推奨することも踏まえ、不正使用防止とカード会員の利便性の両立・カード会員の混乱回避、グローバルな視点の観点から見直しを実施してきた。

(2) 本人確認不要取引における留意点

- ・本人確認不要取引を行うにあたっては、その導入の必要性を十分に勘案したうえで、カード会員の保護並びに不正利用発生の防止に留意しなければならない。カード会社、特にアクワイアラーは、本ガイドラインに基づく本人確認不要取引の公正な維持に努めるものとし、本ガイドラインに基づく適切な対応が図られるように、加盟店に対して十分な説明を行い、理解を求めていく必要がある。
- ・本人確認不要取引においては、本人確認を不要とするため、紛失・盗難カードによる不正利用被害の防止の観点から、全件オンラインオーソリとする。(※)
- ・接触 IC 取引での本人確認不要取引を実現させるための具体的な端末の実装方式としては、セレクトダブルカーネルコンフィグレーション方式を採用する。セレクトダブルカーネルコンフィグレーション方式とは、決済アプリケーションの機能にて取引単位で端末が指定する本人確認方法の切り替えを可能とする EMV カーネルの実装方式であり、EMV 仕様に準拠しつつ、「本人確認要(PIN/サイン)」と「本人確認不要」の両方の取引を一つの装置で実現する方式である。本方式により、接触 IC 取引の CVM リミット金額以下の取引は、本人確認不要取引を実現し、CVM リミット金額超の取引は、本ガイドラインにおける接触 IC 取引の本人確認方法の原則に則り、「オフライン PIN」での本人確認が実現可能となる。
- ・各国際ブランドで定める本人確認不要取引のルールは、各ブランド間で差異があり、また、本ガイドラインの内容と相違する可能性があるが、本人確認不要取引のリスクを認識の上、各アクワイアラーの自己責任の下、対応する必要がある点も留意が必要である。

(※)オフライン取引上限金額(フロアリミット値)の設定条件については、国際ブランドによって異なる可能性があるため、国際ブランドルールを確認することが必要である。

以上